

議第34号

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては，指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。<u>以下「指定地域密着型サービス基準」という。</u>）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては，指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p><u>11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し，かつ，入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限</u></p>

る。以下この条において同じ。)に指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。次項において「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所，指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員については，当該指定介護老人福祉施設の

生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

1 3 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第 6 3 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第 1 7 1 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては，当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については，当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 略

2 指定介護老人福祉施設は，入所申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第 5 項で定めるところにより，当該入所申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第 7 条 略

2 指定介護老人福祉施設は，入所申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第 5 項で定めるところにより，当該入所申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 6 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をも

3～6 略

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

って調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等にお

いて医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければ

2 略

(揭示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第41条の2 略

(記録の整備)

第43条 略

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に

ならない。

6 略

(揭示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第41条の2 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催しなければならない。

(記録の整備)

第43条 略

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(勤務体制の確保等)

第53条 略

2～4 略

5 略

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(勤務体制の確保等)

第53条 略

2～4 略

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当

<p>該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は，この条例による改正後の呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定は，適用しない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間は，新条例第41条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，当該規定中「開催しなければ」とあるのは，「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は，新条例第34条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，当該規定中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。